

北海道土地開発公社の事業運営及び長期保有地処分の方策

北海道土地開発公社

目 次

I	基本方針	1
II	公社の事業運営	2
1	概要	2
2	用地取得事業	3
3	収益	3
4	運営の効率化	4
5	意識啓発	6
6	情報公開	7
7	今後の事業運営	7
III	公社自主事業用地	8
1	保有状況	8
2	今後の取組等	8
(1)	苫小牧交通運輸関連用地	8
(2)	南空知流通工業団地、中空知流通工業団地	9
3	簿価抑制	11
IV	道単独事業用地	12
1	保有状況	12
2	今後の取組等	13
(1)	新千歳空港用地【建設部】	13
(2)	空知中核工業団地用地【経済部】	14
	空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地【建設部】	15
(3)	苫東二次買収用地【経済部】	16
(4)	石狩湾新港地域港湾用地【経済部】	17
3	道の措置	18
V	期間等	18
資料 1	公社自主事業用地位置図	
資料 2	道単独事業用地位置図	

I 基本方針

北海道土地開発公社（以下「公社」という。）は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年に設立されて以来、平成11年度までに、道から依頼を受け新千歳空港用地などの「道単独事業用地」や、道及び地元自治体の要請により南空知流通工業団地などの「公社自主事業用地」を取得してきた。

これら用地の取得資金については、設立者である道の債務保証をもとに民間金融機関から融資を受けてきたところであるが、社会経済情勢の変化等により、その処分が長期に渡って滞り、借入利息が累積することとなった。

このため、公社及び道においては、公社事業運営の健全化を図るため、経営や事業運営に係る基本的な考え方をまとめた、「事業運営健全化計画」と「北海道土地開発公社の経営健全化方策」をそれぞれ策定し、平成13年度から平成22年度までを計画期間として、長期保有地（以下「保有地」という。）の処分に取り組んできているところであるが、社会経済情勢は一向に好転せず、公共投資の大幅な縮減や民間の投資意欲の低迷が影響し、その解消に至っていない。

一方、公社においては、国や道、市町村、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）などからの公共用地の取得業務を積極的に受託するとともに、職員給与等の削減など経営の効率化に取り組み、事業運営の収益を確実に計上してきている。

このようなことから、引き続き、平成23年度から概ね10年を期間とする新しい健全化方策を立てて、公社としては、公共用地取得の専門的な公的機関として、本道の公共事業の円滑な執行に寄与するため、積極的にその役割を果たすとともに、公社及び道が連携して、保有地の早期処分と経営の効率化に取り組み、公社運営の健全化を図ることとする。

Ⅱ 会社の事業運営

1 概要

(1) 設立目的

北海道の総合開発に必要な公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と道民福祉の増進に寄与する。

(2) 設立団体

北海道

(3) 基本財産

1億円（全額北海道の出資金）

(4) 組織（平成22年度末）

①常任役員 2名（元道職員2名）

②非常任役員 6名（道職員5名、税理士・公認会計士1名）

③職員 20名（うちプロパー13名、北海道派遣職員7名）

④嘱託職員 17名

(5) 事業

①公有地取得事業

国からの委託に基づく土地の先行取得事業（用地国債）、造成その他の管理及び処分

②土地造成事業

工業用地、流通団地用地等の取得、造成、管理、分譲及び賃貸

③あっせん等事業

国、道、市町村、その他公共的団体（東日本高速道路株）、鉄道・運輸機構）からの委託に基づく土地の取得のあっせん、調査、測量等

2 用地取得事業

国、道、市町村、その他公共的団体から公共用地の取得業務等を受託してきているが、近年、道からの受託事業が減少傾向にある。

(単位:千円)

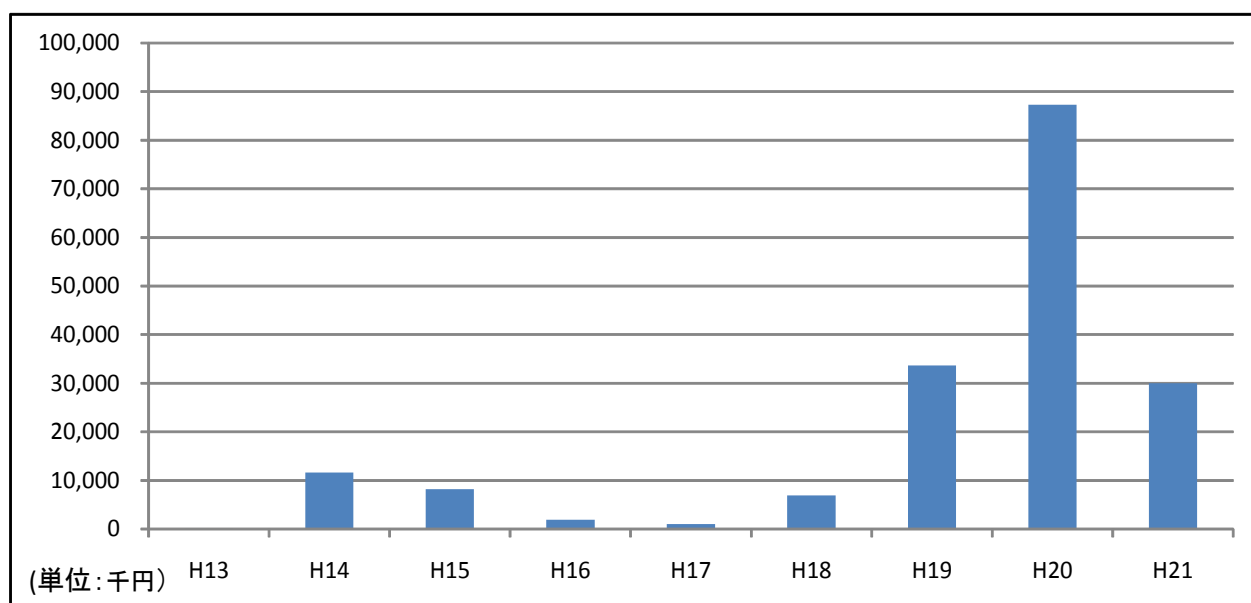
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
北海道	8,906,120	13,481,620	12,277,299	6,458,768	7,153,209	7,035,099	6,017,596	6,324,135	5,946,485
国	4,074,447	4,483,100	4,080,970	2,813,372	316,186	2,842,681	459,925	1,364,634	2,781,909
東日本高速道路(株) 鉄道・運輸機構	3,082,984	1,339,732	2,926,123	1,729,246	430,440		108,317		396,044
市町村等	333,905			101,732	431,843	625,447	801,445	171,910	83,245
計	16,397,456	19,304,452	19,284,392	11,103,118	8,336,708	11,673,137	8,581,919	10,532,735	12,658,336

3 収益

職員数や給与、事務的経費の削減に取り組み、「当期利益」を確実に計上してきている。

(単位:千円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
土地関係収支 (差引損益) A	44,706	133,377	9,534	-17,056	23,218	1,574	32,350	77,460	56,502
その他収支 (差引損益) B	-44,635	-121,720	-1,335	18,991	-22,175	5,327	1,337	9,821	-26,487
当期利益 C=A+B	71	11,657	8,199	1,935	1,043	6,901	33,687	87,281	30,015



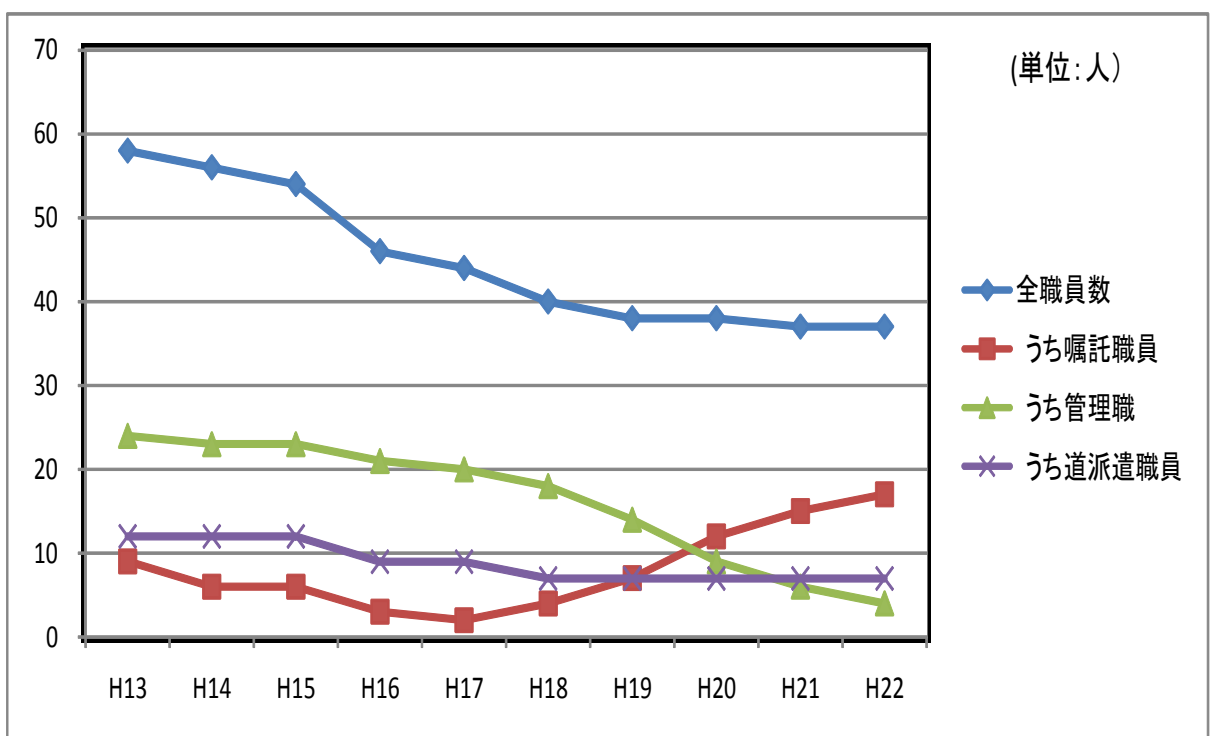
4 運営の効率化

(1) 職員数

部・課の統合と職務の兼務、勸奨退職年齢の引き下げにより管理職や職員数の削減を図ってきた。

(単位:人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全職員数	58	56	54	46	44	40	38	38	37	37
うち嘱託職員	9	6	6	3	2	4	7	12	15	17
うち管理職	24	23	23	21	20	18	14	9	6	4
うち道派遣職員	12	12	12	9	9	7	7	7	7	7



(2) 組織体制の見直し

迅速に業務に対応し機動性を発揮できる体制とするため、公共用地部と高速道路用地部を統合しスタッフ制を導入した。

(3) 勸奨退職

職員の新陳代謝を促進し、人件費の更なる削減を図るため、平成17年度から全職員について58歳で退職を勸奨することとした。

(4) 給与等の削減

平成17年度から、道を上回る水準で役員や職員の給与及び手当の削減を実施してきている。

役員給与	H17	H18	H19	H20~
理事長		20%	→	→
専務理事		10%	→	→
職員給与等	H17	H18	H19	H20~
給料	15%	→	→	10% →
管理職手当	50%	→	→	30% →
期末手当	15%	→	→	10% →
用地取得業務手当	廃止			

(5) 事務的経費の削減

平成17年度、18年度において事務所賃貸料等の事務的経費の削減を図った。

(単位：千円)

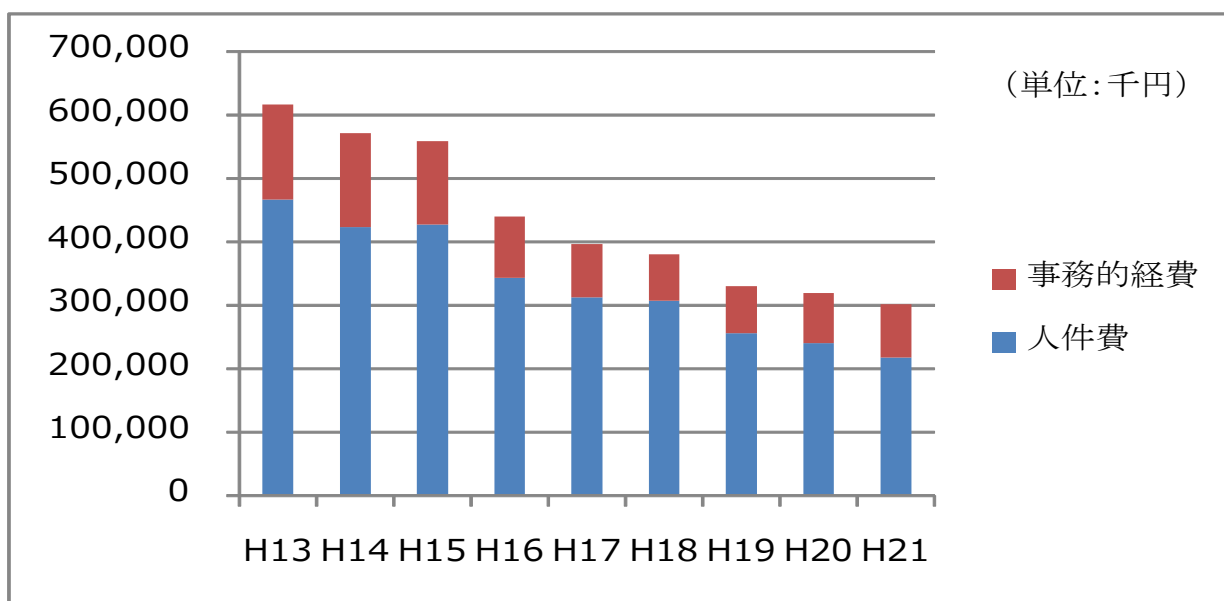
事務所移転による賃貸料の削減	▲ 10, 294
臨時職員の廃止	▲ 2, 928
職員互助会助成金廃止	▲ 1, 392
公用車廃止	▲ 913
事務機器の数量削減や単価の見直し	▲ 514

(6) 効率化の効果

(1)から(5)の効率化により、人件費及び事務的経費は平成13年度に比してほぼ半減した。

(単位:千円)

	H13(A)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21(B)	(B)/(A) %
人件費	466,851	423,595	427,477	343,590	312,612	307,244	255,929	240,588	217,518	46.6
事務的経費	149,968	147,984	131,342	96,515	83,694	73,334	74,240	78,838	84,142	56.1
計	616,819	571,579	558,819	440,105	396,306	380,578	330,169	319,426	301,660	48.9



5 意識啓発

職員の自己啓発意欲を高め、資質や専門能力の向上を図るため、資格取得の支援や各種研修会への参加に努めた。

(1) 資格取得数

- ① 補償業務管理士 4名
- ② 宅地建物取引主任者 5名
- ③ 測量士 1名
- ④ 日商簿記 2名

(2) 研修

北海道用地対策連絡協議会が主催する用地事務研修(専門課程)ほか

6 情報公開

- (1) 道民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた公社の運営に資するため「北海道土地開発公社情報公開規程（平成13年4月施行）」により、文書の開示を行っている。
- (2) 開示件数
 - ・平成15年度 1件
 - ・平成20年度 1件

7 今後の事業運営

- (1) 公社の役割

近年の土地所有者の価値観の複雑・多様化や権利意識の拡大等により、公共用地の取得業務は難しさを増してきている中、公共用地取得の専門機関として、公平・適切に業務を遂行してきており、引き続き、これまで培われたノウハウを活かしながら、積極的にその役割を果たしていく。
- (2) 事業収益の確保

国からの公有地取得事業や、道及び市町村等からのあっせん等事業により収益の確保に努めるとともに、これまで実施してきている人件費や事務的経費の縮減を継続し、今後も効率的な事業運営を図っていく。
- (3) 公有地等の取得

公有地の取得や処分にあたっては、引き続き道と公社との間で確認した「公有地等取得のルールに関する確認（平成13年3月）」に基づいて行うこととする。

Ⅲ 公社自主事業用地

1 保有状況

道及び地元自治体の要請により取得し、保有している公社自主事業用地は次のとおりである。

(1) 保有状況 (平成21年度末現在)

(単位：ha、百万円)

	取得年度	所在地	保有面積	保有額
苫小牧交通運輸関連用地	S48	苫小牧市	64.2	1,717
南空知流通工業団地	S48～53	岩見沢市	24.8	7,930
中空知流通工業団地	S50～56	滝川市	3.3	1,129
計			92.3	10,776

(2) 処分経過

(単位：ha、%)

	取得面積 A	処分面積			処分先	H21末 保有面積 E=A-D	全体処分率 F=D/A ×100	計画策定後の 処分率 G=C/(A-B) ×100
		計画策定以前 (～H12末) B	計画策定以降 (H13～21末) C	計 D=B+C				
苫小牧交通運輸関連用地	70.5	6.1	0.2	6.3	民間企業 道(道路)	64.2	8.9	0.3
南空知流通工業団地	37.8	15.0	▲2.0	13.0	民間企業	24.8	34.4	0.0
中空知流通工業団地	44.9	40.4	1.2	41.6	民間企業	3.3	92.7	26.7

※南空知流通工業団地の計画策定以降の処分面積▲2.0は、岩見沢市からの寄付等による面積の増。

2 今後の取組等

(1) 苫小牧交通運輸関連用地

<用地の取得経緯等>

「新千歳空港用地」(道単独事業用地)を取得する際に、同空港の開港と苫小牧東部大規模工業基地の整備促進による流通貨物の増大を想定し、運輸流通施設の用地として、昭和48年度に約71haを取得したものである。

しかし、その後の社会経済情勢の変化により、企業立地が停滞するなど、運輸流通施設用地として売却に至らなかった。なお、国や道に対し道路用地として約6haを処分した。

<保有地について>

その後、道及び民間企業に道路用地や通信施設用地として約0.2haを処分したものの、残地について、新千歳空港整備事業の施行者である国土交通省に売却を働きかけてきたが、約64haが未処分となっている。

(単位：ha、千円)

	処分面積	処 分 額	処 分 先	備 考
H17	0.04	1,111	民間企業	通信施設用地
H18	0.05	1,582	北海道	道道用地
H19	0.10	3,524	北海道	道道用地
計	0.19	6,217		

<今後の取組>

新千歳空港に隣接しており、航空法により建築が著しく制限されているため一般的な開発が困難な区域となっており、引き続き、環境対策を視野に入れた活用等について国に働きかけていく。

(2) 南空知流通工業団地、中空知流通工業団地

<用地の取得経緯等>

北海道縦貫自動車道の整備を機会に、物流拠点などの整備を図るため岩見沢市及び滝川市から要請を受けた道との協議により、工業団地用地として、それぞれ昭和48年度から53年度に約38ha、昭和50年度から56年度に約45haを取得し、造成したものである。

その後、南空知流通工業団地は15ha、中空知流通工業団地については約40haを処分した。

<保有地について>

分譲価格の見直しや用地の賃貸事業及び割引制度の導入、また、土地代金の割賦払制度の導入を図りながら、関係自治体と連携してインター

ネット、新聞紙面などを活用したPR、首都圏でのセールス活動を展開し、残地の処理に取り組んだ結果、南空知流通工業団地については約1haを賃貸し、中空知流通工業団地については約1haを処分した。

長引く経済不況などによる、民間における投資意欲の低迷や周辺工業団地との競合によって残地の解消に至らず、それぞれ約25haと約3haが未処分となっている。

南空知流通工業団地

(単位：ha、千円)

	賃貸面積	賃料(年額)	賃貸先	備考
H18	0.05	228	民間企業	賃貸期間20年
H19	0.17	704	民間企業	H22.5契約解除
H20	0.59	2,185	民間企業	賃貸期間30年
	0.11	446	民間企業	賃貸期間10年
計	0.92	3,563		

中空知流通工業団地

(単位：ha、千円)

	処分面積	処分額	処分先	備考
H14	0.19	22,379	民間企業	団地内企業 割賦販売
H15	0.24	31,879	民間企業	団地内企業
	0.16	21,780	民間企業	団地内企業 割賦販売
H16	0.16	21,779	民間企業	団地内企業
H17	0.27	36,192	民間企業	団地内企業 割賦販売
H19	0.04	4,706	民間企業	団地内企業
H21	0.02	2,189	民間企業	団地内企業
	0.15	20,135	民間企業	団地内企業
計	1.23	161,039		

<今後の取組>

土地の処分を基本としながらも、景気の低迷や企業ニーズの変化を踏まえ、賃貸事業による土地の有効活用を進める。

① 処分促進協議会の活用

引き続き、「南空知流通工業団地処分促進協議会」及び「中空知流通

工業団地処分促進協議会」を活用し、保有地の処分促進を図る。

②企業への支援の強化

引き続き、これまで実施してきた土地の処分に係る割賦制度や賃貸事業における割引制度を実施する。

また、企業の初期投資を軽減するため、新たに、新規立地企業に対し、賃料を割り引く優遇制度を創設し賃貸事業の促進を図る。

③企業誘致活動の実施

・P R 活動

引き続き、公社ホームページ、パンフレット、関係団体の会報、新聞紙面等を活用し、P R 活動を展開する。

・セールス活動

アンケート方式による企業立地意向調査を行い、効果的に企業訪問やトップセールスを実施する。

3 簿価抑制

土地の取得・造成費、資金借入利子、管理経費等で構成される簿価と処分価格との差損を抑制するため、引き続き管理経費については事業収益から捻出し、簿価へ加算しないこととする。

また、道としても、資金借入利子の軽減を図るため公社への低利貸付を継続する。

なお、簿価と処分価格との差損には事業収益を充当し、さらに不足する場合には準備金等を充てることとしているが、現時点で簿価と販売見込額との乖離が大きく、その処理について検討していく必要がある。

(単位：百万円)

	保有額(簿価)	販売見込額	差損見込額
苫小牧交通運輸関連用地	1, 7 1 7	1, 4 7 7	▲ 2 4 0
南空知流通工業団地用地	7, 9 3 0	2, 8 4 9	▲ 5, 0 8 1
中空知流通工業団地用地	1, 1 2 9	4 3 0	▲ 6 9 9
計	1 0, 7 7 6	4, 7 5 6	▲ 6, 0 2 0

IV 道単独事業用地

1 保有状況

道が国等へ処分することを前提に公社が先行取得の依頼を受け、保有している道単独事業用地は次のとおりである。

(1) 保有状況 (平成21年度末現在)

(単位：ha、百万円)

	取得年度	所在地	保有面積	保有額	所管部
新千歳空港用地	S48	千歳市、苫小牧市	78.8	3,129	建設部
空知中核工業団地用地	S48～52	奈井江町	8.2	658	経済部
空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地	S49	美唄市	30.5	2,010	建設部
苫東二次買収用地	S53～58	厚真町	154.3	11,799	経済部
石狩湾新港地域港湾用地	H11	小樽市、石狩市	20.6	2,128	経済部
計			292.4	19,724	

(2) 処分経過

(単位：ha、%)

	取得面積 A	処分面積			処分先	H21末 保有面積 E=A-D	全体処分率 F=D/A ×100	計画策定後の 処分率 G=C/(A-B) ×100
		計画策定以前 (~H12末) B	計画策定以降 (H13~21末) C	計 D=B+C				
新千歳空港用地	400.2	318.2	3.2	321.4	国(空港)	78.8	80.3	3.9
空知中核工業団地用地	286.3	278.1	0.0	278.1	地域振興整備公団 道(河川等)	8.2	97.1	0.0
空知中核工業団地関連 美唄住宅団地用地	38.6	6.9	1.2	8.1	美唄市(市営住宅、道 路)、道(道路)	30.5	21.0	3.8
苫東二次買収用地	348.2	99.6	94.3	193.9	苫小牧東部開発(株)、 国(道路)道(緑地)、 厚真町(公園等)	154.3	55.7	37.9
石狩湾新港地域港湾用地	21.2	0.0	0.6	0.6	石狩湾新港管理組合 (港湾)	20.6	2.8	2.8

2 今後の取組等

(1) 新千歳空港用地【建設部】

<用地の取得経緯等>

国から、「新滑走路周辺をできるだけ広い範囲について取得するなど、将来の騒音問題の予防措置について格段の配慮を図られたい」との要請を受けた道からの依頼により、新千歳空港用地として公社が昭和48年度に約400haを取得したものである。

国に対し全取得用地の買い取りを働きかけたが、結果的に“空港告示区域外”のため買収対象外とされた用地を除く約318haを処分した。

<保有地について>

保有地については、空港施設が隣接し、建物の高さなど土地の利用方法が著しく制限される区域であるため、滑走路延長の整備事業に向けた空港用地や騒音など環境対策用地として早期に買い取りするよう国に要請してきた。

しかし、長距離国際線の就航など当該事業の必要性や地域住民との合意形成といった国が求める条件が整わないため、事業着手には至らず、これまでに約3ha処分したものの、約79haが未処分となっている。

(単位：ha、百万円)

	処分面積	処 分 額	処 分 先	備 考
H 1 7	0 . 0 5	2 . 2	電話会社	鉄塔用地
H 1 9	0 . 0 8	2 . 8	北海道	道道用地
H 2 1	3 . 0 4	1 0 0 . 2	北海道開発局	空港用地
計	3 . 1 8	1 0 5 . 2		
H22(予定)	0 . 3 0	1 5 . 0	北海道開発局	空港用地

<今後の取組>

新千歳空港への長距離国際線の誘致に取り組むとともに、滑走路延長に係る地域住民との合意形成を図り、引き続き、保有地の早期買い取りを国に働きかけていく。

(2) 空知中核工業団地用地【経済部】

空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地【建設部】

①空知中核工業団地用地

<用地の取得経緯等>

国の「産炭地域振興計画」の主旨を踏まえ空知中核工業団地を整備することとして、地域振興整備公団（現・独立行政法人中小企業基盤整備機構、以下「中小機構」という。）への処分を前提に、道から用地取得の依頼を受けた公社が昭和48年度から52年度にかけて約286haを取得したものである。

全取得用地の買い取りを中小機構に対し働きかけたが、当該地には買収ができなかった土地が混在し“飛び地”状態となっていたことから、一体的な整備が可能な区域約278haについて処分した。

<保有地について>

保有地の早期処分を図るため、工業団地以外の畑地・営農施設、福祉関連企業等の用地としての活用も図ることとし、関係自治体や中小機構とも連携してPRや誘致活動に取り組んできた。

しかし、長引く経済不況などで民間の投資意欲が低迷するなど、本団地における企業立地が停滞し、約8haが未処分となっている。

<今後の取組>

「空知中核工業団地内長期保有地の活用に関する連絡会議」（道、地元自治体及び中小機構で構成）において、引き続き工業団地以外での活用など幅広い処分方法の検討を進めるとともに、企業誘致活動を展開し、保有地の処分に努める。

なお、中小機構においては、これまでに本団地を含め全国で取得した産業用地の分譲業務を平成25年度をもって終了することとし、分譲を終えていない用地の処分方針の検討を進めていることから、その動きを見据えながら保有地の活用・処分について検討する。

②空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地

< 用地の取得経緯等 >

空知中核工業団地用地の取得とあわせて、工業団地立地企業の従業員用住宅用地の確保について、地元自治体の要請を受けた道からの依頼により、公社が昭和49年度に約39haを取得したものである。

しかし、工業団地への企業誘致が社会経済情勢の変化により不振に陥り、住宅団地用地としての売却に至らず、美唄市等へ公営住宅用地等として、約7haの処分にとどまった。

< 保有地について >

保有地の早期処分を図るため、立地企業の従業員用住宅用地としてのみならず、一般住宅用地としての売却や長期賃貸による活用も図ることとし、地元自治体、経済団体、建設業協会と連携し、PRや販売活動等を展開してきた。

しかし、長引く経済不況などにより公共投資の縮減や民間の投資意欲が低迷するなど企業立地が停滞し、これまでに地元自治体、電力会社へ公共事業用地や送電鉄塔用地として約1ha処分したものの、約31haが未処分となっている。

(単位：ha、百万円)

	処分面積	処 分 額	処 分 先	備 考
H 1 5	0 . 0 2	0 . 8 0 5	北海道電力	鉄塔用地
H 1 6	0 . 0 9	1 . 1 6 0	美唄市	市道用地
H 1 7	0 . 1 4	1 . 6 2 0	美唄市	市道用地
	0 . 3 7	所属替	北海道	道道用地
H 1 8	0 . 1 9	2 . 1 1 0	美唄市	市道用地
H 1 9	0 . 1 9	1 . 9 5 0	美唄市	市道用地
H 2 0	0 . 2 9	2 . 9 8 0	美唄市	市道用地
計	1 . 2 9	1 0 . 6 2 5		
H 2 2	0 . 0 4	2 . 8 6 0	北海道電力	鉄塔用地

<今後の取組>

保有地が面している道道砂川奈井江美唄線の改良工事が平成22年度に完了することによって、その利便性が向上し宅地や店舗用地としての活用が期待できることから、地元自治体、経済団体等と連携して、PRや販売活動を展開し、保有地の早期処分に努める。

また、平成22年度に設置した「空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地処分促進検討会」（道、地元自治体及び関係団体で構成）において、保有地の幅広い活用について検討を進める。

(3) 苫東二次買収用地【経済部】

<用地の取得経緯等>

国の「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画」に沿って、当工業基地の開発に伴い国道やJR線の移設用地、工業用地等を確保することとして、開発の事業主体である苫小牧東部開発㈱への処分を前提に、道から用地取得の依頼を受けた公社が昭和53年度から58年度にかけて約348haを取得したものである。

苫小牧東部開発㈱への処分を進めたが、同社は企業立地の低迷などの影響を受け経営不振に陥り、国等への売却も含め約100haの処分にとどまった。

<保有地について>

開発用地などとして土地利用を図るとした国と道との確認に基づき、これまで骨格的緑地や公園用地等として約94haを処分したほか、公共事業用地としての利用について国等に対して働きかけてきたが、具体的な進展がなく、約154haが未処分となっている。

(単位：ha、百万円)

	処分面積	処 分 額	処 分 先	備 考
H 1 3	8 3 . 8 1	6 , 4 0 0	北海道	骨格的緑地
H 1 5	1 0 . 2 3	7 8 2	厚真町	公園用地
H 1 6	0 . 2 6	2 0	厚真町	町道用地
計	9 4 . 3 0	7 , 2 0 2		

<今後の取組>

国と道との確認に基づき、公共事業用地としての活用について国に働きかけているが、平成20年12月、国において苫東地域の有効活用を具体的に進めていくための「苫小牧東部開発新計画の進め方【第2期】」が決定されたことから、国に対し、この計画に基づくプロジェクト事業の導入や苫小牧地域の優位性を活かした公共事業用地としての活用など、その実現に向けた取組を進めるよう求め、保有地の処分に努める。

(4) 石狩湾新港地域港湾用地【経済部】

<用地の取得経緯等>

石狩湾新港管理組合（以下「管理組合」という。）の「石狩湾新港港湾計画」に沿って、将来の埠頭用地や水路拡張用地などを確保することとして、国または管理組合への処分を前提に、道から用地取得の依頼を受けた公社が平成11年度に約21haを取得したものである。

国及び管理組合に対し買い取りを要請してきたが、景気の低迷などにより企業立地が進まず、港湾の整備拡充が進捗しなかったため、管理組合に0.6haを処分するにとどまった。

<保有地について>

保有地の早期売却を図るため、「石狩湾新港地域開発連絡協議会」（道や札幌市など関係市、関係団体で構成）において、本港湾の有効活用を検討しながら、国及び管理組合に対し買い取りを要請してきた。

また、同地域への産業集積を図るため企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、地元自治体、管理組合と連携して、物流関連施設等の誘致

に取り組んできたが、景気の低迷が続き、港湾の整備拡充が進まず約21haが未処分となっている。

＜今後の取組＞

新港地域は、札幌圏最大の生産・物流の産業拠点であり、引き続き、関係自治体等と連携して物流・食料品・エネルギー産業等の誘致を図り取扱貨物量の増大に取り組むとともに、本港湾が新規港湾整備事業（重点港湾）の対象として選定を受けたほか、韓国釜山港との間に外国貿易定期コンテナ船が就航しており、その利点や将来性をアピールしながら、国に対して港湾整備の促進を働きかけていくことにより、保有地の処分に努める。

3 道の措置

道としては、土地の取得費、資金借入利子等で構成される簿価の上昇を抑制するため無利子貸付を継続する。

V 期間等

1 方策の期間

概ね10年間（平成23年度から32年度まで）とする。

2 方策の見直し

概ね5年経過した時点で、処分の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、方策を見直すこととする。

なお、関係各部で構成する「長期保有地処分対策検討会議」等で、毎年方策の実施状況の検証などを行うこととする。

長期保有地処分対策検討会議

北海道経済部産業立地・エネルギー局産業立地課

北海道建設部総務課

北海道建設部空港港湾局空港活性化推進室

公社のあり方検討プロジェクトチーム

北海道建設部総務課

北海道土地開発公社総務部事業用地管理室